

水道局からのお知らせ・お願い

〈道路上漏水は通報を〉【水道管路課】

道路に埋めてある水道管は、交通量の増大や地盤の沈下などで、壊れたり、継ぎ目がずれたりして漏水することがあります。

水道局では、事故や交通の妨げにならないようパトロールや調査を行って道路上での漏水の早期発見と修繕を実施しています。

道路上での漏水を発見したら、水道局へ通報をお願いします。



〈水道工事のときの断水へのご理解を〉【水道管路課】

鹿児島市の水道は、通水開始から100年が過ぎ、現在、古くなった水道管の取替工事等を計画的に行っています。

この工事で断水する場合には、事前にチラシなどでお知らせします。

騒音や振動で大変ご迷惑をおかけすることもあると思いますが、ご理解とご協力をお願いします。



Q なぜ、水道管の取り替えが必要なのですか。

A 水道管が古くなると、劣化により道路内で漏水や道路陥没などの事故が発生しやすくなります。こうした事故を未然に防ぐため、管の使用年数や漏水調査の結果を基に、計画的な取り替えを行っています。

また、地震等で水道管が抜け出したりしないよう耐震継手管へ取り替えるなど、災害に強い水道施設づくりに取り組んでいます。

〈給水負担金〉【給排水設備課】

給水負担金は、水道を新しく引くときや、メーターの口径を大きくするときなどに工事申請者（所有者）に納入していただくもので、水道を使用して支払う水道料金とは別のものです。

メーター口径 区分 (mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	150以上
直結給水	70,000	160,000	250,000	390,000	760,000	1,400,000	3,600,000	7,100,000	管理者が別に定める額
受水槽式給水	105,000	240,000	375,000	585,000	1,140,000	2,100,000	5,400,000	10,650,000	管理者が別に定める額

※給水負担金は、上記の表で定める額に100分の110を乗じて得た額になります。

〈下水道受益者負担金〉【下水道管路課】

(令和2年度)

賦課対象区域（公共下水道が新しく整備された地域）となった土地の所有者または権利者に、整備事業に要する経費の一部を負担していただくもので、公共下水道を利用して支払う下水道使用料とは別のものです。

受益者負担金	
対象者	認可区域内の土地の所有者 又は権利者
単価	1平方メートル当たり131円
納付方法	5年（年4回）の分割払い 又は一括払い

〈公共下水道が整備されたら必ず水洗化を〉 【下水道管路課】

公共下水道が整備され、下水処理場で汚水を処理することができる区域を「処理区域」といいます。処理区域になると、速やかに排水設備を設置しなければなりません。水道局では、一日も早く水洗化していただくために、くみ取り便所や浄化槽便所を水洗トイレに改造される方に、融資あっ旋制度と助成金制度を設けています。

水洗便所改造資金融資あっ旋制度・助成金制度

(令和2年度)

融資あっ旋制度	設 備	限度額	利 率	内 容
	浄化槽	※30万円	無利子	処理開始日から1年以内に浄化槽を廃止して公共下水道に接続する場合
			1.50%	処理開始日から1年を超え3年以内に浄化槽を廃止して公共下水道に接続する場合
			1.95%	処理開始日後3年を経過し、浄化槽を廃止して公共下水道に接続する場合
	くみ取り便所		無利子	処理開始日から3年以内にくみ取り便所を水洗トイレに改造する場合
1.95%			処理開始日後3年を経過し、くみ取り便所を水洗トイレに改造する場合	

※2か所以上の便所がある場合には、便所が1か所ふえるごとに15万円を加算した額以内（いずれも工事に要した費用の範囲内で、1万円単位とします。）

(令和2年度)

助成金制度	設 備	助成金額	内 容
	浄化槽	浄化槽1基につき1万7千円	処理開始日から1年以内に浄化槽を廃止して公共下水道に接続する場合
	くみ取り便所	便槽1槽につき1万7千円	処理開始日から3年以内にくみ取り便所を水洗トイレに改造する場合

※あっ旋制度と助成金制度との併用はできません。また、利率は年度ごとに変動します。

〈汚泥から肥料づくり〉 【下水処理課】

下水処理場で汚水をきれいにする過程で汚泥が発生しますが、この汚泥には、窒素やリンの肥効成分の他、有機物も豊富に含まれています。

そこで、水道局では、この汚泥を原料にして好気性発酵により堆肥化し、肥料（商品名：サツマソイル）をつくっています。

また、平成12年から汚泥発酵肥料として、農林水産省の登録を受けております。（登録番号 生第80453号）

〈公共下水道施設の臭気対策〉 【下水処理課】

下水処理場や下水汚泥堆肥化場から発生する臭いを除去するため脱臭設備を設け、臭気対策に取り組んでいます。

〈個人住宅への雨水貯留施設等の設置助成〉 【雨水整備室】

雨水の流出を抑制し、都市型水害の軽減を図るため、公共下水道事業計画区域内の個人住宅への雨水貯留施設等の設置費用の一部を助成します。

助成を受けるためには、設置前に申請していただく必要があります。

詳しくは、雨水整備室（803-8772）へお問い合わせください。

降雨前にはタンクを空にして、降った雨がタンクに溜まるようにしましょう。

